

大立山まつり 奈良県議会12月定例会で代表質問 業者選定の疑惑を追求

奈良県議会報告 阪口保

県政だより



県会議員(無所属)
会派-創生奈良

第20号 2017年1月24日発行

■自宅 T630-0134
生駒市あすか野北3-1-3
☎0743-78-8435

■ホームページ
www.sakagutitamotu.com




大立山(関西テレビNワンダーが放送)

奈良県が2億円を投じる

「大立山まつりで不正? 市民団体が提訴」
荒井知事 ぶ然

私が、この事案に該当する

昨年2億円の予算を使い「大立山まつり」が開催されました。

今年9月16日の2回にわたって、同公募型プロポザルの結果、四天王大立山の原型制作を担った彫刻家の藪内佐斗司氏と藪内氏のマネジメント会社である青山美術株式会社において面談し、同まつりの内容について協議した行為が明らかになりました。

さらに、事実の確認のために、同年9月16日と9月24日に旅行した概要を記載している復命書(報告書)を開示請求しましたが、行政文書(復命書)が存在しないという理由で不開示でした。

私は、入札について知事が積極的に関与しているの

「大立山まつり」の委託業務契約の不正について、入札関与行為防止法に抵触するのではないか。

※質問1・2は2面に掲載

一般質問の内容・答弁を抜粋して紹介しています。

ではないかと推認致しています。

例えば、本行事は、観光プロモーション課を事務局に実行委員会形式で開催されました。その実行委員会会長は、知事です。

その実行委員会で、藪内氏制作の「大立山」に発注が行くように示唆をしています。

一点目は、県職員が公告前に藪内氏と面談し、同まつりの内容について協議した行為は、入札談合等関与行為防止法第8条(職員による入札等の妨害)に抵触すると考えます。

二点目は、出張した職員が復命書が、なぜ存在しないのか。

三点目は、知事は、藪内氏から献金を受けとり、献金をした人物が「大立山」の原型制作者になるようにしてあります。このような構図は、知事への税金の還

流であると考えます。

質問3 知事答弁

今回の件は、奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会が行った契約ですので、法律の条項に抵触しない。職員が藪内氏と面談したのは、事業を行うに当たり有識者からの情報収集で、「入札等の公正を害すべき行為」に当たらない。

旅行の報告については、服務規程「用務が軽易な事項である場合」に該当したため、上司に口頭復命をしてあります。

藪内氏からの献金については、政治資金規正法上で認められており、寄付は問題がない。

*再質問①

知事は、該当する職員が



記者会見・県会議員(見張り番・生駒代表) (関西テレビNワンダーが放送)

他にも積算根拠を聞きに行ったりと仰っているが、私は3か月分の出張命令簿等の開示請求をした。その間、他に行った形跡はあまり見られない。9月16日藪内氏と面談をして入札談合等関与行為防止法に抵触することをしたのではないかと考えている。

(*注意: 9月16日は「大立山まつり」実行委員会がまだ結成されていない。)

知事答弁①

そういうことはないと思う。議員は、この件を提訴されているので、裁判所での入札談合かどうか決めるのではないかと。出張後の行政手続として、遺漏のない報告であったと聞いている。

*再質問②

知事は勘違いをしている。提訴はまだしていない。

大立山ま

つりの委託業務契約は、1億5千万円、冬季の最も大きなイベントであり、軽易な事項とは思えない。

知事答弁②

訴訟を行うのに、ここで回答せよというのはおかしい。

*再質問④

9月16日には、該当する職員だけでなく、こちらの調査では複数名で行っている。復命書(旅行先、用務期間、概要等を記載)は必ず作るもの。いい加減なことをしていれば、チェック機能が麻痺していく。

知事答弁④

用務が軽易な事項に該当する場合、口頭復命でよいことになる。

*再質問⑤

出張した職員が選考委員(業者選定)になって採点等

大立山まつり「発注で談合」市民団体が県提訴

県が今年1~2月に初開催した大立山まつりの企画運営業務の発注に談合があったとして、「見張り番・生駒」代表幹事で県議の阪口保さん(67)らが15日、荒井正吾知事ら3者に計3千万円の損害賠償を請求するよう県に求める住民訴訟を

大立山まつり「発注で談合」市民団体が県提訴

県が今年1~2月に初開催した大立山まつりの企画運営業務の発注に談合があったとして、「見張り番・生駒」代表幹事で県議の阪口保さん(67)らが15日、荒井正吾知事ら3者に計3千万円の損害賠償を請求するよう県に求める住民訴訟を



奈良地裁に提訴(関西テレビNワンダーが放送)

「職員が公正な入札を妨害した」荒井知事らに3000万円の損害賠償求める

市民団体

「職員が公正な入札を妨害した」荒井知事らに3000万円の損害賠償求める

奈良地裁に提訴(関西テレビNワンダーが放送)

ロゴマークに続き、この事案についても議会では、損害賠償を求めることは無理なので、荒井知事らに3000万円の損害賠償を求め提訴しました。

*再質問③、⑦、⑧、⑨は、省略

知事答弁⑥

いろんな知り合いから献金を頂くが、献金をして下さった方に結果的に仕事が発生しただけのこと。

*再質問③、⑦、⑧、⑨は、省略

知事答弁⑥

藪内氏からの税金の還流について、道義的にはどうお考えなのか。

不適正な随意契約を追求

- 質問内容**
- 1 第32回国民文化祭の不適正な随意契約による選定方法について
 - 2 ロゴマークの随意契約については、地方自治法施行令に抵触する
 - 3 「大立山まつり」についての委託業務契約についての不正について
 - 4 生駒市西松ヶ丘の砂防指定地における無許可の盛り土についての具体的な対策について
 - 5 県立畷傍高等学校プールにおける事故の専決処分と今後の事故防止について

12月定例会で代表質問



阪口保のプロフィール
 文教くらし委員会委員長
 関西広域連合議会議員
 見張り番 生駒代表幹事

質問1
ロゴマーク、公式ポスター、イメージソング、マスコットキャラクターの不適正な随意契約による選定方法について

ロゴマークの他県との比較表
 …毎年各県持ち回りで開催する文化の祭典

「第29回国民文化祭・あきた2014」 	全国公募 県内 420 点応募 県外 362 点応募	5 万円
「第32回国民文化祭・なら2017」「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」 	随意契約 水野 学	540 万円
「第33回国民文化祭・おおいた2018」「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」 	県内公募 小学生以上 25 歳以下	1 点: 5 万円 4 点以内: 1 万円

*東京オリンピックのエンブレムは、100万円

国民文化祭は、毎年各県持ち回りで開催され、アマチュアを中心に、歌や演奏、演劇、民俗芸能から囲碁将棋にいたる様々な文化活動を発表し、交流する場であります。

そのような趣旨を反映し、今までの国民文化祭では、奈良県のように著名人にロゴマーク等の制作を依頼する手法を取っていません。

国民文化祭が奈良県で開催され、奈良県の税金が使われているにもかかわらず、公募をせず、随意契約で著名人に依頼することに、

随意契約の表 (国民文化祭…アマチュアを中心に演劇、吹奏楽、美術作品などを発表する文化の祭典)

ロゴマーク	水野 学	随意契約	540 万円	東京
公式ポスター	絹谷 幸二	随意契約	使用許可	東京
イメージソング	新井 満	随意契約	95 万円	北海道
マスコットキャラクター「せんとくん」	藪内 佐斗司	随意契約	約 300 万円 (デザイン料: 約 61 万円、 コスチューム費用: 約 239 万円)	東京

*公募0、奈良県在住0

トキヤクキャラクター制作業務委託契約を約870万円で締結し委託契約料の支出も終え、著作権の買取りもいたしています。

一点目は、ロゴマーク、公式ポスター、イメージソング、マスコットキャラクターを全て随意契約することで、奈良県在住の方が応募する機会を奪われたことについて。

に約300万円を支払われていますが、今までの「せんとくん」のデザインを使わず、新たに国民文化祭用に「せんとくん」を制作する必要があったのか。

質問1 知事答弁
 実行委員会総会の中で、「基本理念をしっかりと反映させたものをつくる」との観点から、デザイナーに制作して頂くことになりました。国民文化祭は、認知度が低いことから、「せんとくん」の知名度を利用して周知を図ることとしました。

デザインについては、国民文化祭をより強く印象づけるため、これまでの「せんとくん」とは装いを異にした変身「せんとくん」の登場でございます。

***再質問①**
 デザインについては、国民文化祭をより強く印象づけるため、これまでの「せんとくん」とは装いを異にした変身「せんとくん」の登場でございます。

知事答弁②
 十分議論されたかの点については、私が議長をしておりまして、実行委員会ですと通った印象はございません。簡素に議事録を作るのではなく、性格詳細に作るように心がけていきたいと思いますが、透明性がないということは無い。

質問2
国民文化祭ロゴマークの随意契約について

第29回、第33回は公募で、第33回は県内公募です。また、支払額を比較しても突出して本県は高額です。

しかも、奈良県契約規則では、本事業のようなケースの随意契約の最高額は、100万円との定めがあります。540万円の随意契約は、余程、特別な場合を除き、原則できないものと

なっています。

随意契約は、国に於いてもなくす方向であり、財務省から公共調達の適正化についての各省各庁の長宛てに通達文書が出されています。

以上の法解釈に基づくと、**県の随意契約は、上位の法律や行政指導を没却し勝手な解釈をしており、今回の**

ロゴマークの随意契約は、地方自治法施行令に抵触し違法であります。

質問2 知事答弁
 財務省の通知は、直接、地方公共団体に適用されたものではないものでございます。地方自治法施行令に及び県の基準の趣旨に反するものではないと認識しています。

ロゴマークについては、大会の開催後も奈良県のロゴマークとして継続して使用し経済波及効果をもたらすことを目的としています。

***再質問①**
 本県は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号(イ)を準用し、県幹部を構成員とする会議で承認されている場合は良いとしても随意契約できるわけです。

また、実行委員会は、県職員が入り、県の負担金で賄われており、県と別組織ではない。

知事答弁①
 随意契約の流れと法律に違反するということは全く違います。

***再質問②**
 ロゴマークによる経済波及効果を何億と見込んでおられるのか。

知事答弁②
 効果がある金額かどうか検証していく必要があるかと思いますが、契約金額は、妥当だと思っております。

***再質問③、④は省略**

ネットで12月定例会
 12月7日代表質問
 (質問の様子は、動画で配信)
 奈良県公式ホームページ
 検索
 →議会→議会インターネット中継→議会中継を見る→28年12月定例会

●阪口(意見)

議員の口利きは、非常に問題になります。知事の口利きについて、私は問題があるという印象を持っています。

実行委員会は、組織的に全く別でありますし、県庁職員は事務方として入っています。メンバーはマスコミ、会社の方です。